新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について お知らせ(その7)

岡山市監理検査課

岡山市発注の建設工事及び建設関係業務について、令和2年6月1日以降、次の事項に御協力をお願いします。

記

- 1 施工中の工事等における感染防止策(継続)
 - (1) <mark>感染予防の対応を徹底</mark>するとともに、全ての作業従事者等の<mark>健康管理に留意</mark>してください。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の**感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告**するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。
 - (3) 工事の施工現場に加え、打合せや検査等の場においても、「三つの密」(①密閉空間、 ②密集場所、③密接場面)を回避する対策や、その影響を最大限軽減するよう行動して ください。
 - ※ 国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」も参考にしてください。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html に掲載されています)

2 工事等の一時中止、工期延長(継続)

受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、又は感染症の影響により、工事・業務を一時中止したいときは、発注者(発注機関の監督員等)に対し、一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。

3 県外在住者の工事への従事等(変更)

県外在住者が技術者や作業員として来市し、工事等に従事することや、検査、打合せ等に参加することについては、在住地域の流行状況等を踏まえ、必要性を検討のうえ実施するようお願いします。

【問合わせ先】岡山市財政局財務部監理検査課 ℡:086-803-1368